

緊急通報装置のご案内

対象者 長野市内に居住する、

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 65歳以上の高齢者と重度身体障害者のみの世帯

※同一敷地内に親族がいる場合は、原則対象外です。

利用料 月額300円

※利用料は装置を設置した月から発生します。

※ひとり暮らしの重度身体障害者、生活保護世帯は無料です。

(詳しくはお問い合わせください。)

※口座振替で4か月分ごと次のとおりお支払いいただきます。

(4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11月分))

申込方法 **長野市緊急通報装置設置申出書と口座振替依頼書を記入し、市地域包括ケア推進課または支所に提出してください。**

※用紙は地域包括ケア推進課または支所に置いてあります。

※地区の民生委員の確認が必要です。

※申出書は両面とも必ず記入してください。

注意事項

- ・通報時の通話料金は、利用者負担となります。
- ・装置の利用に当たっては、緊急時に利用者宅に駆けつけて状況を確認する協力者の届出が必要です(できるだけ複数)。申出書の協力者欄に必ずご記入をお願いします。電話番号も日中・夜間ともに連絡がつくよう、できるだけ複数記入してください。
- ・電話回線がNTTアナログ回線、ADSL、ひかり回線以外の場合(KDDI、ソフトバンクなど)は、装置が正常に動作しない可能性があります。ひかり回線の場合、停電時は使用できません。また、携帯電話には設置できません。
- ・装置は、普段生活している部屋(居間など)に設置します。そのため、設置に当たり別途工事が必要な場合、その費用は申出者の負担となります。
- ・緊急時、協力者等の安否確認・救護行為等により住居等に破損が生じた場合、その修理費用は利用者の負担となります。

緊急通報装置の概要やサービス内容は、裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

長野市役所地域包括ケア推進課

電話 224-8929 (直通)

緊急通報装置の概要

サービス内容

- ① 緊急時に装置のボタンを押すと、コールセンターにつながり、協力者の訪問依頼^(※)や救急車の出動要請を行います。
 - ② 安否確認センサーが、生活に異常がないか見守り、異常があるとコールセンターが協力者に訪問依頼^(※)を行います。
 - ③ コールセンターの専門員が、24時間相談を受け付けます。
 - ④ 月に1回、コールセンターから健康確認の電話をします(お元気コール)。
 - ⑤ 相談ボタン、緊急ボタンなどの操作練習をして、緊急時に備えます。
- ※協力者が外出中などの理由で訪問依頼できない場合には、消防署へ通報します。

システムの運用イメージ図

